

「海難審判法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和5年6月
海難審判所

令和5年5月8日から同年6月7日まで、海難審判法施行規則の一部改正に関する意見の募集を行った結果、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見及び御意見に対する海難審判所の考え方を別紙のとおりまとめましたので、公表いたします。

御協力いただき、誠にありがとうございました。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和5年5月8日（月）から令和5年6月7日（水）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見数

提出意見 2件（提出者数 2名）

3. お問い合わせ先

海難審判所総務課 意見募集担当

電話番号 03-6893-2400

番号	御意見	御意見に対する考え方	修正の有無
1	<p>受付締切日時の「2023年6月7日0時0分」は「2023年6月8日0時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領に意見募集期間は6月7日(まで)旨と規定されているから。</p>	<p>ご意見有難うございました。受付締切日時について、速やかに修正いたしました。</p>	有
2	<p>・「1. 背景」2行目の「法」は海難審判法を指すと解して差し支えないか。(そうであるなら「同法」で受けるか、海難審判法について「以下「法」という。」旨を記載すべきと考える。)</p> <p>・「1. 背景」最終行の「公正取引員会」は「公正取引委員会」の誤りと解して差し支えないか。</p> <p>・令和4年度人事院勧告においては行政職俸給表(一)の1から5級に関して改定が行われたものと承知しているが、これに着目して証人等の日当の上限の改定を行う理由は何か。例えば、専門スタッフ職俸給表では改定が行われていないが、証人等の職務の性質は、むしろ行(一)より専門スタッフ職に近いものなのではないか。</p> <p>・公正取引委員会の実施する「『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の調査手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令案』に対する意見募集について」(令和5年4月21日公正取引委員会)においては、日当について令和元年度から令和4年度の勧告率を乗じた金額を累積計算した旨が公表されているが、この改正案においても同様に乗じた金額を累積計算しているのか。異なる場合、そのようにしている理由は何か。</p>	<p>ご意見有難うございました。誤記載部分に関し、速やかに修正し掲載いたしました。また、公正取引委員会と同様に算出しております。いただきましたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	有